

第22期第9回

胆振海区漁業調整委員会議事録

(令和4年6月23日開催)

胆振海区漁業調整委員会

第22期第9回 胆振海区漁業調整委員会 議事録

- 1 開催日時 令和4年(2022年)6月23日(木)
14時00分～15時00分
- 2 開催場所 室蘭市東町3丁目19番4号
北海道漁業協同組合連合会室蘭支店会議室
- 3 出席委員 岩田会長、室村副会長、伊藤副会長、藤村委員、野呂委員、阿部委員、
三戸部委員、田村委員、高田委員、小谷地委員、澤口委員、富樫委員、
田中委員、傅委員、煤孫委員
(15名)
- 4 事務局 事務局長 菅原 範彰
専門主任 黒坂 裕樹
- 5 臨席者
胆振総合振興局産業振興部水産課 水産課長 齊藤 義裕
胆振総合振興局産業振興部水産課 漁業管理係長 春日 猛夫
- 6 議 題
 - (1) 審議事項
議案第1号 定置漁業の免許申請について(答申)
議案第2号 定置漁業権の取得に伴う適格性について(答申)
議案第3号 まつかわの採捕の制限に係る委員会指示について
議案第4号 特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配
分案について(答申)
議案第5号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について(答
申)
議案第6号 各委員会委員の選任について
 - (2) 報告事項
ア くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更につ

いて

イ すけとうだら日本海北部系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

7 議事の顛末

菅原事務局長

本日の資料につきましては、先日事前に郵送しております資料と同じものとなります。それではただいまから、第22期第9回胆振海区漁業調整委員会を開会いたします。開会にあたり、会長から一言ご挨拶をお願いします。

岩田会長

開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。
委員の皆様には、何かとお忙しい中、出席いただきまして誠にありがとうございます。また、胆振総合振興局水産課齊藤水産課長さんを始め関係者のご臨席を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、本日の議題についてですが、北海道知事から諮問のあった「定置漁業の免許申請について」をはじめ審議事項が6件、報告事項2件でございます。
皆様方には、よろしく審議の程、お願い申し上げまして簡単ではございますが、挨拶といたします。

菅原事務局長

時間の関係により、来賓紹介は省略させていただきます。
それでは、会長に議事の進行をお願いします。

岩田会長

会議に入る前に出席委員の報告をさせていただきます。
委員定数15名中15名の委員さんに出席をいただいておりますので、本日の委員会は成立いたしました。
次に議事録署名委員の選出を行いたいと思いますが、委員会規程第6条により「会長が指名する」こととなっておりますので、私より指名させていただきます。
三戸部委員、澤口委員の両名をお願いいたします。
それでは、議案の審議に入ります。
議案第1号「定置漁業の免許申請について」を上程いたします。

事務局から説明願います。

菅原事務局長

右上に「議案第1号」と記載の資料をご覧ください。

鵜さけ定第6号さけ定免許申請について令和4年5月30日付けで、北海道知事より諮問がありました。

これは、3月29日開催の第8回の当委員会において、知事より諮問があった漁場計画案に対し妥当である旨答申していたもので、その後知事は、4月19日付け北海道告示第10562号をもって、定置漁業権の漁場計画を樹立し告示しておりました。

今回、当該定置漁業の免許について法第69条第1項の規定によりその免許申請があり、同法第70条の規定により海区委員会の意見を聞くものです。

めくっていただきまして、2ページ目の、定置免許申請一覧表をご覧ください。

告示された1件の漁場に対して、勇払郡鵜川町汐見751番地に住所を有する 鵜川漁業協同組合 1件から免許申請がありました。

道の書類審査では申請の内容に不備がなく、また、申請期間内に到達しており、適切に申請されております。

次に、3ページ目、定置漁業権免許申請者にかかる適格性審査表となります。

先に根拠法令を説明いたしますので、さらに次のページをご覧ください。

漁業法第70条の規定により、知事は同法第69条第1項の規定に基づく漁業の免許申請があったときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととなっています。

次の同法第71条第1項第1号から第4号は、知事が免許をしない場合が規定されております。

まず、第1項の1号ですが、申請者が第72条に規定する適格性を有する者でない場合と規定されています。

更に下の段に行きまして、第72条第1項ですが、第一号から第四号までありまして、いずれかに該当する場合は適格性を有しない者となります。

第71条に戻りまして、第2号は、知事が公示した海区漁場計画の内容と異なる申請があった場合、同第3号は、同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがある場合、同第4号は、免許を受けようとする漁場の水面が他人の占有に係る場合で、占有者の同意がない場合と、規定されております。

まとめますと、海区委員会では、申請者が第72条第1項第1号から4号のいずれかに該当し、「適格性を有しない者」に該当するかしらないか、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」に該当するかしらないかをご審議いただくこととなります。

以上となります、よろしく願います。

岩田会長

説明が終わりました。

ご意見などありましたらお伺いします。

委員

[ありませんの声]

岩田会長

特に意見や質問がなければ、議案第1号の審議に入ります

申請者に対し、漁業法第71条第1項の「免許をしない場合」に「該当しない」及び、同法第72条第1項の「免許の適格性を有しない者」に「該当しない」という事によろしいですか。

委員

[異議なしの声]

岩田会長

それでは、申請者について漁業法第72条第1項の適格性があり、また、第71条第1項の免許しない場合には該当しないものとして、北海道知事に答申することとします。

次に、議案第2号「定置漁業権の取得に伴う適格性について」を上程いたします。
事務局から説明願います。

菅原事務局長

右上に「議案第2号」と記載の資料をご覧ください。

定置漁業権の取得に伴う適格性について令和4年6月2日付けで、北海道知事より諮問がありました。

これは、平成31年3月1日付けで北海道知事により免許されている定置漁業権、漁業権番号白老さけ定第1号、同2号、同3号、同4号、同5号、同6号に関して、その免許を受けていた中村政信様の死亡に伴い、中村睦夫様が相続によりその漁業権を取得した旨届出が知事にあつたもので、知事は、その適格性の判断にあたって第80条第2項の規定により当海区委員会へ諮問したものです。

なお、当該漁業権は共同申請により免許されており、相続により取得するのは持ち分

たる1/10となります。

めくっていただきまして、6ページ目審査表となります。

根拠法令を説明させていただきます、次のページを御覧ください。

漁業法第80条の規定により、相続によって個別漁業権を取得した者は、都道府県知事に届け出を提出します。

知事は、同条第2項の規定により適格性を判断する事になりますので、それにあたり海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならないこととなっています。

適格性については、議案1号で説明したとおり、第72条第1項、第一号から第四号となり、いずれかに該当する場合は適格性を有しない者となります。

まとめますと、本答申にあたっては審査表にある定置漁業権 漁場権番号 白老さけ定第1号、同2号、同3号、同4号、同5号、同6号の漁業権を取得した者である、白老郡白老町字石山17番地59 中村睦夫 様について、漁業法第72条第1項第1号から4号のいずれかに該当し、「適格性を有しない者」に該当するかしらないかをご審議頂きます。

以上となります、よろしく申し上げます。

岩田会長

説明が終わりました。

ご意見などありましたらお伺いします。

委員

[ありませんの声]

岩田会長

特に意見や質問がなければ、議案第2号の審議に入ります。

諮問のあった 中村睦夫 について、漁業法第72条第1項の「免許の適格性を有しないもの」に「該当しない」という事でよろしいですか。

委員

[異議なしの声]

岩田会長

それでは、諮問があったものについて漁業法第72条第1項の適格性があるものとして、

北海道知事に答申することとします。

次に、議案第3号「まつかわの採捕の制限に係る委員会指示について」を上程いたします。

事務局から説明願います。

黒坂専門主任

右上に「議案第3号」と記載の資料をご覧ください。

まつかわの採捕の制限に係る委員会指示についてでございますが、えりも以西の関係市町村や関係漁業協同組合などで構成する「えりも以西栽培漁業振興推進協議会」から、えりも以西海域において、平成18年度より大量放流しているマツカワの小型魚の保護を目的として、昨年度に引き続き、委員会指示の発動要請がございましたので、説明いたします。

資料進んでいただいて、理由書をご覧ください。上から8行目に、平成18年度より、えりも以西海域において、マツカワの種苗を年間100万尾の放流をしており、その保護育成措置として、全長35センチメートル未満の小型魚の保護について、沿岸や沖合漁業者の全ての漁業者が参加して、取り組んでいるところである旨が、記載されております。

これらの漁業者の取り組みに加えて、要請文の下から9行目後ろになりますが、遊漁者も含めた全体の取り組みの内容とすべく、平成18年から引き続く委員会指示について、本年についても発動の要請があったものです。

続きまして資料3-1をご覧ください。

委員会指示案の内容でございます。

文書下段の1～3に記載されておりますが、胆振管内沖合海域において、令和4年8月8日から令和5年8月7日までの1年間、全長35センチメートル未満のまつかわを採捕した場合は、速やかに海中に還元しなければならない、という指示案でございます。

次に、ページ番号13の資料3-2をご覧ください。

見づらくて恐縮ですが、昨年と同じ委員会指示海域図でございます。

当委員会での委員会指示の規制以外に、えりも以西海域全体の取り組みとして、渡島海区漁業調整委員会及び日高海区漁業調整委員会においても、当委員会と同様の委員会指示を発動するはこびとなっております。

従いまして、この委員会指示の海域図につきましては、渡島総合振興局函館市恵山岬突端から日高振興局えりも町と十勝総合振興局広尾町の境界線までを、指示海域としてお示ししております。

最後に、資料3-2でございますが、「えりも以西海域における令和元年度とから令和3年度の漁獲状況を参考に添付しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

岩田会長

説明が終わりました。

ご意見などありましたらお伺いします。

これ、私からも聴くのだけれど、北海道全体で35センチメートルになっていないですね。

なぜ、全道で統一できないのですか。種苗をまいている地域が35センチメートル、まいていない所は30センチメートル、この会議で何回も言っていますが、いまだに統一されていないという事はどういう事ですか。

齊藤課長

今後も引き続き規制されていない所につきましても、検討提案をしていく考えです。

岩田会長

その説明は前から聞いていますが、何も変わっていません。同じ海域でも片方だけが35センチメートルというのはありえないと思います。ましてや去年は赤潮が発生して回ってこない事も考えられます。これは何年も言っていますが、北海道は統一する気が無いとしか思えません。

齊藤課長

そういう話だけではなく、例えば釧路については35センチメートルということで、自主規制をしています。根室管内につきましても、まだそういった規制がないということでございまして、これまでに続きまして、地域の資源管理委員会等で規制導入を提案していく考えです。

岩田会長

毎回同じ話しになっています。何年も同じです。北海道が率先してやる気が無いのであればそれでもよいのですが、本当にマツカワを放流してから何年間も立ちますが、同じ答えを聞いています。委員の皆様もどう思いますか。

片方はどこの組合もお金を出して放流しているのに、片方はお金を出してないどころか30センチメートルの規制で、お金を出して35センチメートルの規制では不公平と感じて当然です。

なんで解決できないのでしょうか。回遊魚でなければ、このような事は思わないです。これの話に対する道の答えが理解できません。そういう事であれば、30センチメートルに直して統一してもいいのではとも思います。

室村委員

会長が怒るのもわかります。まだ放流地点が30、その先が35センチメートルなら

まだ解ります。マツカワ放流して何年たちましたか。

齊藤課長

平成18年から放流しています。

岩田会長

その時から言っていますが、同じ話が続いています。そんな事であれば取組みをやる必要が無いので30センチメートルまで下げてもよいという話になってしまいます。

高田委員

今、会長が怒ってますが実際、会長の言うとおりで。でも、どうしても35にならないなら30センチメートルにしてもいいのかもとなります。

ここ2、3年の問題ではなくずっと昔からです。ヒラメの制限はどうでしたか。皆一緒ですか。

岩田会長

当海域では放流していませんが制限はあります。ヒラメの制限は皆一緒です。

マツカワは、初めからこの事は言っていて、統一すると聞いていたが何十年も同じ状況です。

田中委員

委員会指示は対処療法的なもので、本来調整規則に載せるべきです。前向きにやってもらわないと。10年以上も続けているのだし。

岩田会長

北海道のやる気が感じられません。ただこの件については、直近にでも回答をもらってやってもらわなければ困ります。

三戸部委員

年間どのくらい経費は係りますか。今は我々が負担してるし、道も負担しているのだろうか？

岩田会長

微々たるものではないのか？

齊藤課長

はい。年間経費は9千万～1億円位です。補助金が大体1千万円位で、あとは栽培基金から。

三戸部委員

だから、漁業者の負担が多いにも関わらず、30、35センチメートルの問題が出てくるのです。何年も続いています。振興局の職員が変わってもこの案件は変わっていないです。

伊藤副会長

ただ、35を30という話はちょっと違うと思います。成熟年齢でもありますが、やっぱりある程度大きくして、付加価値をつけて漁獲するという事でもあります。

規制を上げられないなら下げるといふけどそれでは逆だと思うのですよね。

我々としては、全道を合わせてもらわないと、我々が下げるべきじゃないです。

マツカワの種苗を造っている趣旨としても、ある程度大きくして付加価値を付けてとりましょうという話ですよね。35センチメートルから成熟する事は解っていますし、それを絶対我々が下げるのではなくて、それにならってもらわないといけない問題だと思します。

岩田会長

はい、この規制の件については早急に道の答えを求めますが、委員会指示は原案どおり発動してよろしいでしょうか。

委員

〔異議なしの声〕

岩田会長

はい。ありがとうございます。それでは、そのように決定させていただきます。

次に、議案第4号「特定水産資源に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案について」を上程いたします。

事務局から説明願います。

菅原事務局長

「特定水産資源（マサバ、ゴマサバ、ズワイガニ）に関する令和4管理年度における漁獲可能量の当初配分案について、北海道知事より諮問がありましたので、資料に基づき説明します。

始めに、21ページをご覧ください。

諮問の内容は、令和4管理年度のマサバ、ゴマサバ太平洋系群及びズワイガニ各系群のTACに関し、知事管理漁獲可能量の配分を定めるため、漁業法第16条第2項の規定に基づき、当委員会の意見を聴くものです。

まず、令和4管理年度のTAC及びその配分について、ご説明いたします。

次のページ、諮問文の別紙1に知事が定め公表しようとする知事管理漁獲可能量案をお示ししております。

詳細につきましては、魚種ごとに順次説明します。

23ページの資料4-1「令和4年のTACについて」をご覧ください。

これは、5月24日に開催された「水産政策審議会 資源管理分科会」を経て国から示された、令和4管理年度における漁獲可能量TACの当初配分に基づき「北海道」に定められた、数量の概要などを示したものです。

まず、まさば及びごまさば太平洋系群ですが、最大持続生産量MSYを達成する産卵親魚量を管理の目標として、資源管理基本方針で定められた漁獲シナリオで算定される、まさばとごまさばのABCの合計値が、その年のTACとして設定されています。

まさば及びごまさば太平洋系群のMSYを達成する親魚量は170.3万トンであり、対して、2020年の平均親魚量は138.8万トンでMSYを下回る資源状態となっております。

しかしながら、今回、設定されたTACがMSYを上回る50.9万トンとなっておりますのは、現時点の資源評価結果から計算される将来予測において、2022年のマサバの親魚量が増加する見込みとなっており、MSYを上回るTACが設定されたことによるものです。

令和4管理年度のTAC配分については、日本全体の50.9万トンに対し大臣許可漁業、主に大中型まき網漁業ですが28.9万トン、北海道へは数量が明示されない「現行水準」として定められております。

なお、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群については北海道への配分がないことから説明を割愛いたします。

次のページ、北海道に定められたTACの知事管理区分への配分につきまして、まずまさば及びごまさばに関し、資料4-2をご覧ください。

まさば及びごまさばについては、北海道は数量が明示されない「現行水準」と定められていることから、「北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業」も「現行水準」として、数量を明示せず定めることとしています。

22ページに戻りまして、その内容をご確認下さい。

資料4-1に戻りまして、ずわいがにですが、北海道に関係するのは北海道西部系群とオホーツク南部となっております。

こちら、資源管理基本方針に定められた漁獲シナリオに従い、北海道西部系群については平成9年以降の最大漁獲量を考慮し43トンが設定され、全量の43トンが北海道に定められています。

またオホーツク海南部については、近年の最大漁獲量を考慮し、1,000トンがTACとして設定され、北海道には125トンが設定されています。

次にずわいがにに関し、25ページの資料4-3をご覧ください。

配分の考え方ですが、①ずわいがにについて国から北海道に数量を定められた系群は、「ずわいがに北海道西部系群」と「ずわいがにオホーツク海南部」の2系群であり、そ

れぞれ別に管理することとしています。

まず、②ずわいがに北海道西部系群については、北海道資源管理方針において、「北海道ずわいがに北海道西部系群漁業」と「北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業」の2つの管理区分に分けて管理することとしており、配分に係る道の通知にしたがい、配分比率は9：1としていることから、「北海道ずわいがに北海道西部系群漁業」には39トン进行配分することとしています。

なお、「北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業」については、漁獲量が8割を構成する漁獲量上位の知事管理区分には含まれないことから「現行水準」として管理することとしています。

③ずわいがにオホーツク海南部については、知事管理区分が一つであり「北海道ずわいがにオホーツク海南部漁業」に125トン全量进行配分することとしています。

22ページに戻りまして、その内容をご確認下さい。

なお、参考資料として水産政策審議会で説明された資源評価結果と当初配分案に係る資料を添付しておりますので、必要に応じてお目通し願います。

諮問内容の説明は以上となりますので、海区漁業調整委員会でのご審議についてよろしくお願ひ申し上げます。

岩田会長

説明が終わりました。

ご意見などありましたらお伺ひします。

委員

〔ありませんの声〕

岩田会長

それでは、議案第4号について、原案どおりで、知事に答申してよろしいですか。

委員

〔異議なしの声〕

岩田会長

それでは、そのように決定させていただきます。

次に、議案第5号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について」を上程いたします。

事務局から説明願います。

菅原事務局長

議案第5号と書かれた、諮問文をご覧ください。

知事許可漁業に関する制限措置の内容及び申請期間について、漁業法第58条において読み替えて準用する第42条第3項の規定に基づいて、当海区委員会に対して諮問があったものです。

諮問の内容は制限措置の内容及び申請期間についてであり対象漁業は、いるか突棒漁業（北海道沖合海域）道外者です。

その公示案は、次のページ、別紙A3の拡大版となります。

なお、本漁業については、1年許可のため毎年制限措置を定めて公示しており、昨年も5月28日付けで諮問されております。また、道内者分については本年3月2日に当海区委員会へ諮問され、いずれも答申しております。

公示案ですが、漁業種類、操業区域など北海道漁業調整規則で規定されている項目となっております。

昨年との変更点は、「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数」が着業の意志を確認した結果、2隻から1隻に減となっております。

また、今回の申請すべき期間は、7月1日から8月1日となっております。その他の項目については、これまでと同様となりますのでご確認ください。

関係法令等につきましては、47ページとなりますので後ほどご確認ください
説明は以上となりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

岩田会長

説明が終わりました。

ご意見などありましたらお伺いします。

委員

〔ありませんの声〕

岩田会長

それでは、議案第5号について、原案どおりで、知事に答申してよろしいですか。

委員

〔異議なしの声〕

岩田会長

それでは、そのように決定します。

次に、議案第6号「各委員会委員の選任について」を上程いたします。

事務局から説明願います。

菅原事務局長

お手元の議案第6号を御覧下さい

これは当海区委員会における各連合海区漁業調整委員会等の各委員の現在の名簿となっております。

各委員の選任にあたっては、令和3年4月20日に開催しました第22期第1回の当海区委員会で決定しているところです。

現在、中村前委員がついておりました、えりも以西海域秋サケ資源利用調整協議会及び秋さけ資源利用に係る小委員会の委員が欠員となっておりますので、今回その補充の選任を行うものです。

なお、えりも以西海域秋サケ資源利用調整協議会は、渡島、胆振、日高の海区委員会より各3名の代表委員を選出しており、秋さけ資源利用に係る小委員会は、秋さけの資源利用に関する調整を図るために、関係委員により協議する場となっております。

今回は補充という事なので特に、ご意見等がなければ事務局から候補者を提案いたしますが如何でしょうか？

委員

〔異議なしの声〕

岩田会長

提案してよろしいです。

菅原事務局長

では、これまでの経緯と地域的なバランスから、田村委員がどうかと提案しますがどうでしょうか。

以上となりますので、ご審議お願いいたします

岩田会長

事務局から説明があったとおり、田村委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員

〔異議なしの声〕

岩田会長

それでは、そのように決定しますので、田村委員におかれましては、よろしくお願

します。

次に、報告事項に移らせていただきます。

報告事項 ア くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、イ すけとうだら日本海北部系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について、事務局から説明願います。

菅原事務局長

資料は、報告事項アとなります。

くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についてくろまぐろの令和4年度における知事管理漁獲可能量については、3月25日付けで公表されておりますが、その後国から追加配分などにより小型について5月27日付けで変更され公表されておりますので報告します。

次にイ すけとうだら日本海北部系群に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についてです。

すけとうだらにつきましても、令和4年度における知事管理漁獲可能量については3月25日付けで公表されておりますが、令和3管理年度からの繰越上限当初7,800トンの5%にあたる390トンのうち、水産庁より北海道知事管理区分に307トンが配分されたことを受け、これを「北海道すけとうだら日本海漁業」に配分することとし、5月27日付で令和4管理年度におけるすけとうだら日本海北部系群の知事管理漁獲可能量を変更し、道のホームページ等に公表しておりますので報告します。

岩田会長

説明が終わりました。

質問などありましたらお伺いします。

委員

〔ありませんの声〕

岩田会長

以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。他に、皆さんの方から何かございませんか。特になければ事務局から連絡事項あります。

菅原事務局長

皆様のお手元に1枚追加でお配りしました漁業権切替え方針の説明会ということで、

ご案内申し上げます。漁業権の切替えにあたっては、北海道の方で方針を決めて進めておりましたその素案につきまして、胆振管内で、7月12日に説明会が開催されました、委員の皆さんにもご出席いただきたいということで通知及び連絡がございましたので、皆さんは、当日参加できればよろしく願いいたします。これをもって案内と変えさせていただきますと思います。

岩田会長

この説明会については、なるべく出席してもらえれば、法改正後の切替でいろいろございますので、私の方からもつけ加えておきます。

それでは、本日の委員会をこれで終了いたします。

長時間に及ぶ審議、誠にありがとうございます。